

**令和3年度 ベビーシッター利用支援助成金  
(新型コロナウイルス緊急対応)【後払い方式】のご案内**

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、保育所などが臨時休園等となったことにより、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなどで仕事を休むことが困難な場合に、認可外の居宅訪問型保育サービス（ベビーシッター）を利用した際の利用料を一部助成します。

1. 対象者

区内在住で、臨時休園等している保育所等（認可保育所、認定こども園（保育部門）、地域型保育事業、認証保育所等）を利用している児童の保護者

※就労を理由に保育所等を利用している方に限ります。

2. 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（予定）

3. 助成額

児童一人につき、以下AとBのうち少ない方の額に、利用時間を掛け合わせた金額

A：1時間あたり2,250円

B：保護者が支出した1時間あたりの額から150円を控除した額

（例1）1時間あたり利用料2,000円の場合

A：2,250円 > B：2,000円－150円＝1,850円 → Bを適用

（例2）1時間あたり利用料2,500円の場合

A：2,250円 < B：2,500円－150円＝2,350円 → Aを適用

4. 利用時間および利用上限

休日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月～土曜日までの午前7時から午後10時までのうち

- ・保育短時間認定の方：児童一人あたり1日8時間かつ月160時間まで
- ・標準時間認定の方：児童一人あたり1日11時間かつ月220時間まで

5. 対象事業者

東京都に届出済の認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）で、下記に掲げるいずれかの要件を満たす事業者（利用するベビーシッターが、下記いずれかの要件に該当していることを事前に必ず事業者へご確認ください）

A	東京都又はACSA（公益社団法人全国保育サービス協会、以下同じ）の居宅訪問型保育基礎研修修了者（基礎研修は、平成27年度以降、東京都又はACSAが実施したものに限る）
B	ACSAベビーシッター養成（新任）研修および現任研修修了者
C	ACSAの認定ベビーシッター資格保有者
D	子育て支援員専門研修（地域保育コース）修了者（子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする）
E	保育士資格保有者
F	東京都内の地域型の家庭的保育者（東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者（退職者を含む）を指す）
G	看護師資格保有者

## 6. 提出期限・交付スケジュール

利用月	書類提出期限	支払予定
4～9月分	令和3年10月15日（金）	令和3年11月末
10～12月分	令和4年1月14日（金）	令和4年2月末
1～3月分	令和4年4月15日（金）	令和4年5月末

## 7. 提出書類

- (1) 申請書兼請求書（所定様式）
- (2) 利用証明書（所定様式）
- (3) ベビーシッター要件証明書（所定様式）
- (4) 領収書（利用日、利用時間および利用料金がわかるもの）
- (5) 勤務状況証明書（所定様式） ※認可外保育施設（認証保育所）、私立幼稚園等在籍児のみ提出

※（2）と（3）はベビーシッター事業者が作成する書類です。

※（5）は保育課へご提出いただいている場合は、提出不要です。

## 8. 注意事項

- (1) 保育所等が休園となった場合ではなく、保護者の判断により利用を自粛した場合は、本事業の対象となりません。  
※施設による登園自粛要請に応じた場合は、助成対象となります。
- (2) 対象児童または保護者、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染中、または保健所より濃厚接触者と判定され、経過観察期間中は、本事業の対象となりません。
- (3) 基本保育料について、他の助成制度や福利厚生制度を利用し、すでに負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が助成対象となります。
- (4) 1人のベビーシッターが複数の児童の保育を行っている場合は、助成対象外となります。
- (5) 事業者と契約する際は、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご参照ください。
- (6) 本事業にかかる補助金は、所得税法上の非課税所得に該当します。

## 9. 問合せ先および提出先

品川区 子ども未来部 保育支援課 開設・計画担当（第2庁舎7階）

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL：03-5742-6039